

議会議案第2号

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

今年3月に高校生ら8人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

国は、都道府県知事等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」を、また、大学などの教育機関等には「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出した。これらに基づき、関係都道府県や自治体が事故防止に取り組んでいるところであるが、バックカントリースキーへの需要の高まり等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生する恐れがある。

よって、国におかれては、雪崩遭難者の早期救助のための登山者位置検知システムの導入を促進するため、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 山岳での電波伝搬特性に優れた150MHz帯の登山者位置検知システムの導入を促進するとともに、周波数の有効利用を図り、同システムの専用周波数を確保すること。
 - 2 登山者が端末を安価に保有できるようにするためにレンタル制の導入や、標準規格の統一を支援し、運用体制の整備を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

オウム真理教（現Aleph・ひかりの輪）に対する
観察処分期間の更新等を求める意見書

オウム真理教（現Aleph・ひかりの輪）は、過去に数々の無差別大量殺人事件を引き起こし、社会に大きな不安と衝撃を与えた。

同教団は、今なお、地下鉄サリン事件などの首謀者であった教祖の写真を掲げた祭壇を設置して信徒に対して絶対的帰依を扶植するとともに、危険な教義を唱和する修行を行っている。

本県を含む15都道府県に拠点施設を有し、国内外に2千人を超える信徒を抱えて活動を続ける同教団は、一般市民にとって脅威でしかなく、地域住民は恐怖と不安を抱きながら日々の生活を送っている。

このような状況の中、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の期限が来年1月に迫ってきており、その更新を多くの住民が望んでいる。

同法では、法の廃止を含めて5年ごとの見直しや、3年ごとの観察処分の更新が規定されているが、同法の存続と確実な観察処分の適用を望む地域住民にとっては、その期限が近づく度に大きな関心を持って注視している現状がある。

よって、国においては、県民の不安を払拭し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、同法に基づく次回6回目の観察処分期間の更新を確実に行うことはもとより、同法に定める5年ごとの見直し規定及び観察処分に期限を設ける規定を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

北陸新幹線の早期全線フル規格整備と北陸地域と関西圏 及び中京圏とのアクセスの維持向上を求める決議

安倍首相が掲げる「地方創生回廊」の実現のために必要不可欠な北陸新幹線の整備促進については、金沢開業による活況がその顕著な効果を物語っており、また、本来、北陸新幹線は、太平洋側に一旦緩急あれば、北陸地域を經由して首都圏と関西圏を結ぶ、東海道新幹線の代替補完機能を果たす役割を持った重要な国家プロジェクトでもあるため、早急な全線フル規格整備が強く望まれるところである。

平成34年度末の金沢・敦賀間の確実な開業はもちろんのこと、昨年末、長年の懸案であったルートについて、「小浜・京都ルート」で決定された敦賀以西についても、一日も早い完成が待たれるところであるが、そうした中、敦賀以西について、平成43年度の着工を前提とした試算が国土交通省から示されているような現状を強く危惧する。

敦賀開業後、全線開業に至るまでの間が長期化し、敦賀駅における在来線特急との乗り換えも長期化することとなれば、期待された新幹線の整備促進の効果が得られなくなるだけでなく、北陸地域と関係の深い関西圏、中京圏との交流が停滞する恐れを抱かざるを得ない。

よって、国におかれては、財源の確保を含め、敦賀以西の整備方法の検討を早急に進め、一日も早い北陸新幹線の全線フル規格整備を実現するとともに、敦賀開業後の北陸地域と関西圏及び中京圏とのアクセスの維持向上のため、並行在来線区間への特急乗り入れ等の検討を進めるよう強く求める。

以上、決議する。

平成29年6月29日

石川県議会

議会議案第5号

参議院議員選挙における合区解消と選挙制度の
抜本的見直しを求める意見書

昨夏、憲政史上初、都道府県域を越えた合区による選挙が実施された。

一票の較差是正とはいえ、複数の都道府県を一つの選挙区とする合区は、それぞれの独自性、主体性が尊重されないだけでなく、国会における地方選出議員の減少に直接つながり、地方と大都市圏との更なる格差拡大を招くことにもなる。

このまま人口のみを基準として議員定数を定めることになれば、国が掲げる地方創生の達成が危ぶまれるどころか、より地方の衰退に拍車がかかることになる。

都道府県の行政区域が歴史的にも文化的にも政治的にも一体として実態を有している中で、選挙制度だけが都道府県の枠組みを考慮せずに扱われることになれば、現在の地方行政のあり方そのものが問われることにもなる。

参議院議員の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方など、各都道府県の特徴や現状を踏まえた上で制度設計されるべきものであり、そのためにも今回合区による選挙が行われた山陰、四国の声を丁寧に聴き取るべきである。

よって、国におかれては、二院制における参議院のあり方や役割を踏まえ、今回緊急避難措置として実施された都道府県域を越えた合区を解消するとともに、それぞれ都道府県の代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会